

不利益処分 of 処分基準

処	分	の	内	容	特定空家等に対する措置（特定空家等の所有者等への命令）
根	拠	法	令	及	び条項
所	管	部	課	係	名
ま	ち	づ	く	り未	来部建築審査課住宅係
処	関	係	条	項	空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第１６項 新座市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第６条
基	基	準	(未設定の場合はその理由)		未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難であるため）
参	考	事	項		管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
設	定	等	年	月	日
令	和	6	年	10	月1日設定（令和　年　月　日最終変更）